

# 福岡県公報

平成18年 5 月 19 日  
第 2 5 3 4 号

## 目 次

### 告 示 (第982号—第996号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	1
○土地改良事業の同意	(農地計画課)	2
○基本測量の実施	(土木管理課)	2
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○町の町の字の区域の変更	(地 方 課)	4
○地籍調査事業計画	(農地計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課)	5
○公有水面埋立ての免許	(漁 港 課)	6
○都市公園の供用の開始	(公園街路課)	8
<b>公安委員会</b>		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	8
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	9
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第 2 条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	9
○警備業法の一部を改正する法律附則第 5 条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	11
○警備業法第23条に規定する警備員等の検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	12
○道路交通法第108条の32の 2 第 1 項の規定に基づく運転免許取得者教育の認定の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	14

## 告 示

### 福岡県告示第982号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成18年 5 月 19 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称  
福岡市
- 2 事業の種類  
福岡市堤丘公民館建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
福岡県福岡市城南区堤 1 丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第 3 条第22号に掲げる「社会教育法 (昭和24年法律第207号) による公民館」に該当するため、同法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされていることから、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成17年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が福岡市城南区堤1丁目地内において、堤丘公民館を建設するものである。現堤丘公民館は昭和60年度に建築されたが、狭隘であるうえ、築後20年以上経て老朽化し、他の公民館よりも機能的に著しく劣るため、住民の利用に支障を来している。また、現堤丘公民館の敷地は、傾斜地に位置し、かつ、不整形であること、狭隘な道路に接していること等から、交通の便が良く、住民の集散に便利な場所に移転することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができるほか、堤地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、学習環境、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、学習環境が良好であり、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、堤丘公民館の建設に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、住民の利用に支障を来しており、住民からも建替等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市堤丘公民館建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市城南区役所（総務課）

福岡県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
香春町	農業用ため池整備事業（皿山地区）	平成18年5月2日

福岡県告示第984号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
基本測量（ジオイド測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、福岡市、宗像市、前原市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町、糸島郡二丈町・志摩町	平成18年6月15日から 平成18年12月20日まで

#### 福岡県告示第985号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成18年3月14日

#### 福岡県告示第986号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成18年3月31日

#### 福岡県告示第987号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成18年3月31日

#### 福岡県告示第988号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区空港北町	平成18年3月30日

福岡県告示第989号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、築上町長から築上町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、下小山田地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を大字小山田に編入する。

大 字	地 番
広 末	642の一部、643の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	

- 2 次の区域を大字広末に編入する。

大 字	地 番
小 山 田	2459の一部、2461から2463までの各一部、2522-1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

福岡県告示第990号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか16市町村の平成18年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定に

より次のように公示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
北九州市	若松区 今光二・三丁目、赤島町、百合野町、宮丸一・二丁目、大池町、和田町、大字藤木、藤ノ木一・二丁目、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、白山一・二丁目、大字小石、西畑町、東畑町、大谷町、小糸町、中畑町、迫田町の各一部、山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町、山ノ堂町の全部 小倉南区 大字曾根、下曾根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一・三丁目、中曾根新町、中曾根東一・二丁目の各一部、中曾根東三～六丁目の全部	平成18年5月19日から平成19年3月31日まで
福岡市	早良区原七丁目、四箇三丁目	〃
直方市	大字植木の一部	〃
飯塚市	勢田の一部	〃
田川市	弓削田、猪国の各一部	〃
行橋市	南大橋三・四丁目	〃
小郡市	二森、津古、乙隈、横隈の各一部	〃
春日市	上白水、白水ヶ丘、昇町、下白水南、ちくし台、若葉台東、紅葉ヶ丘東、春日、桜ヶ丘、日の出町の各一部	〃
宗像市	大島の一部	〃
宮若町	大字上有木の一部	〃
嘉麻市	大字牛隈、大字大隈町の各一部、大字中益	〃
久山町	久原の一部	〃
瀬高町	大字小田、大字河内、大字泰仙寺、大字東津留の各一部	〃

香春町	大字採銅所の一部	〃
赤村	大字内田の一部	〃
みやこ町	大坂の一部	〃

---

**福岡県告示第991号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字集2521-2、2521-4から2521-7まで及び2505-6並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡苅田町富久町1丁目19番地1  
苅田町長 吉廣 啓子

---

**福岡県告示第992号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宮若市上有木字高平1336-3、1336-5から1336-13まで、1340-6、1363-3、1364-3及び1367-14から1367-16まで
  - 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市門司区新門司北3丁目1番1号  
藤博運輸株式会社 代表取締役 栗山 信浩
- 

**福岡県告示第993号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字川原字奥園128の1・128の4から128の6まで・128の8から128の10まで・128の13・128の14・128の17・128の30（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備えて縦覧に供する。）
- 

**福岡県告示第994号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字川原字神楽972の1・字山神982の1・984の1から984の4まで・984の7・984の9・984の10・986の12・986の16・986の17・986の19・990・991の2・991の5・991の15（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
林道用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字川原字神楽972の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第995号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (1) 免許を受けた者  
行橋市  
行橋市中央1丁目1番1号
- (2) 代表者  
行橋市長 八並 康一  
行橋市西泉3丁目4番5号
- 2 埋立区域
- (1) 位置
- ア A区  
福岡県行橋市大字沓尾字沖浦273番地先から行橋市大字沓尾字沖浦523番地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）
- イ B区  
福岡県行橋市大字沓尾字沖浦523番地先から行橋市大字沓尾字四十塚（筆界未定168番地3、169番地2、170番地3、528番地3及び529番地）先に至る公有水

面（沓尾漁港区域内）

- (2) 区域

ア A区

次の①の地点から156度30分20秒67.100メートルの地点を中心とする半径67.100メートルの円で②の地点と③の地点を結ぶ北側の円弧、②の地点から⑤の地点までを順次結んだ線、⑤の地点から206度59分37秒67.100メートルの地点を中心とする半径67.100メートルの円で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ北東側の円弧、⑥の地点と⑨の地点までを順次結んだ線、⑨の地点から219度27分35秒169.119メートルの地点を中心とする半径169.119メートルの円で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ南東側の円弧、⑩の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ春秋分の満潮位（D. L. +4.00メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山319沓尾四等三角点（北緯33度43分34.715秒、東経131度01分08.470秒、標高82.0メートル。以下A地点という）から42度11分29秒、315.112メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から84度32分26秒、41.549メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から19度51分27秒、8.661メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から109度46分55秒、16.800メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から199度36分08秒、8.662メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から123度16分15秒、14.668メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から128度02分04秒、10.658メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から129度17分49秒、60.001メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から124度45分14秒、17.718メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から130度33分20秒、25.751メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から228度08分33秒、10.745メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から312度04分35秒、24.164メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から297度02分44秒、15.408メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から296度55分27秒、14.123メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から299度20分18秒、6.451メートルの地点

- ⑯の地点 ⑮の地点から299度56分58秒、30.068メートルの地点  
 ⑰の地点 ⑯の地点から299度51分16秒、19.267メートルの地点  
 ⑱の地点 ⑰の地点から292度26分38秒、13.199メートルの地点  
 ⑲の地点 ⑱の地点から293度34分48秒、12.307メートルの地点  
 ⑳の地点 ⑲の地点から290度29分57秒、5.311メートルの地点  
 ㉑の地点 ㉑の地点から291度57分41秒、3.460メートルの地点  
 ㉒の地点 ㉑の地点から291度22分48秒、22.214メートルの地点

## イ B区

次の①の地点から②の地点を結んだ線、②の地点から86度06分25秒46.866メートルの地点を中心とする半径46.866メートルの円で②の地点と③の地点を結ぶ西側の円弧、③の地点から208度53分45秒67.951メートルの地点を中心とする半径67.951メートルの円で③の地点と④の地点を結ぶ北東側の円弧、④の地点から234度58分56秒69.582メートルの地点を中心とする半径69.582メートルの円で④の地点と⑤の地点を結ぶ北東側の円弧、⑤の地点から83度11分53秒92.490メートルの地点を中心とする半径92.490メートルの円で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ西側の円弧、⑥の地点と⑨の地点までを順次結んだ線、⑨の地点から68度45分32秒149.289メートルの地点を中心とする半径149.289メートルの円で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ北西側の円弧、⑩の地点から234度16分18秒107.100メートルの地点を中心とする半径107.100メートルの円で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ北東側の円弧、⑪の地点から㉓の地点までを順次結ぶ線及び㉓の地点と①の地点を結ぶ春秋分の満潮位（D.L.+4.00メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 A地点から82度12分13秒、402.076メートルの地点  
 ②の地点 ①の地点から80度43分39秒、15.180メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から147度23分48秒、45.026メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から132度11分20秒、31.244メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から157度50分52秒、30.986メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から168度23分41秒、15.490メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から72度12分18秒、6.711メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から161度38分13秒、16.652メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から251度04分40秒、6.658メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から151度28分38秒、37.844メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から154度13分52秒、37.043メートルの地点  
 ⑫の地点 ⑪の地点から273度41分48秒、7.786メートルの地点  
 ⑬の地点 ⑫の地点から141度25分21秒、12.820メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑬の地点から169度56分06秒、6.300メートルの地点  
 ⑮の地点 ⑭の地点から204度46分37秒、4.300メートルの地点  
 ⑯の地点 ⑮の地点から183度25分27秒、11.720メートルの地点  
 ⑰の地点 ⑯の地点から153度47分18秒、7.249メートルの地点  
 ⑱の地点 ⑰の地点から229度21分00秒、11.886メートルの地点  
 ⑲の地点 ⑱の地点から353度05分40秒、16.576メートルの地点  
 ⑳の地点 ⑲の地点から359度20分15秒、15.132メートルの地点  
 ㉑の地点 ㉑の地点から303度33分51秒、9.216メートルの地点  
 ㉒の地点 ㉑の地点から330度14分29秒、10.974メートルの地点  
 ㉓の地点 ㉒の地点から331度07分17秒、3.667メートルの地点  
 ㉔の地点 ㉓の地点から357度50分40秒、5.929メートルの地点  
 ㉕の地点 ㉔の地点から345度55分49秒、9.153メートルの地点  
 ㉖の地点 ㉕の地点から331度53分51秒、11.901メートルの地点  
 ㉗の地点 ㉖の地点から337度09分58秒、11.037メートルの地点  
 ㉘の地点 ㉗の地点から336度38分50秒、9.266メートルの地点  
 ㉙の地点 ㉘の地点から336度27分36秒、9.805メートルの地点  
 ㉚の地点 ㉙の地点から343度42分33秒、17.792メートルの地点  
 ㉛の地点 ㉚の地点から342度19分43秒、7.712メートルの地点  
 ㉜の地点 ㉛の地点から341度26分25秒、19.624メートルの地点  
 ㉝の地点 ㉜の地点から341度35分41秒、11.025メートルの地点  
 ㉞の地点 ㉝の地点から319度46分50秒、9.198メートルの地点  
 ㉟の地点 ㉞の地点から288度44分36秒、13.158メートルの地点  
 ㊱の地点 ㉟の地点から292度10分35秒、16.913メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から324度12分30秒、17.931メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から325度27分06秒、12.111メートルの地点

(3) 面積

A区 3,330.22㎡

B区 4,207.97㎡

合計 7,538.19㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

行橋市大字沓尾字沖浦273番地先から行橋市大字沓尾字四十塚（筆界未定168番地3、169番地2、170番地3、528番地3及び529番地）先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

次の(A)の地点と(J)の地点までを順次直線で結んだ線、及び(J)の地点と(A)の地点を結ぶ線で囲まれた区域

(A)の地点 Aの地点から355度52分05秒、615.767メートルの地点

(B)の地点 (A)の地点から65度31分26秒、99.999メートルの地点

(C)の地点 (B)の地点から135度21分08秒、241.663メートルの地点

(D)の地点 (C)の地点から156度18分08秒、311.251メートルの地点

(E)の地点 (D)の地点から254度29分27秒、78.674メートルの地点

(F)の地点 (E)の地点から339度33分09秒、170.488メートルの地点

(G)の地点 (F)の地点から285度59分27秒、19.221メートルの地点

(H)の地点 (G)の地点から331度47分25秒、103.535メートルの地点

(I)の地点 (H)の地点から350度06分15秒、55.494メートルの地点

(J)の地点、(I)の地点から302度18分41秒、180.490メートルの地点

(3) 面積

43,396.16㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地（臨港道路） 7,538.19㎡

5 埋立免許の年月日

平成18年4月25日

福岡県告示第996号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成18年5月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成18年5月27日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第124号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年6月29日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所



飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第125号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年6月15日（木） 13:30～16:30	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成18年6月20日（火） 13:30～16:30	嘉麻市大隈町418番地3 上嘉穂警察署 会議室	上嘉穂警察署
平成18年6月20日（火） 13:30～16:30	八女市大字本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成18年6月30日（金） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第126号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家

公安委員会規則第2号)第2条の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年7月11日(火)から同年7月14日(金)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで (ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年7月18日(火)から同年7月20日(木)までの間	午前9時30分から午後3時40分まで (ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年7月26日(水)から同年7月28日(金)までの間		
平成18年8月21日(月)から同年8月23日(水)までの間		

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

平成18年5月30日(火)から同年7月6日(木)まで(土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

(ア) 7月18日(火)からの講習

平成18年5月23日(火)から平成18年7月12日(水)まで(土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(イ) 7月26日(水)からの講習

平成18年5月23日(火)から平成18年7月21日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(ウ) 8月21日(月)からの講習

平成18年5月23日(火)から平成18年8月11日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類(前記4)を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。)

(4) 受付期間は、前記5(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が各講習定員の30人に達したときは受付を締め切ることとする。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円

- (2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務  
14,000円  
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。
- 7 その他
- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

**福岡県公安委員会告示第127号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

審査日	審査時間	審査場所
平成18年7月21日（金）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年8月8日（火）		

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）

に係る全ての種別及び級

3 定員

各実施日につき30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- 福岡県内に住所を有すること
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

- 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

に該当するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

ア 7月21日（金）の実施

平成18年5月22日（月）から同年7月5日（水）まで（土、日曜日を除く。）

の午前10時から午後5時までの間

イ 8月8日(火)の実施

平成18年5月22日(月)から同年7月25日(火)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書(検定規則別記様式を使用) 1通
- 住居地を疎明する書面
- 写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真)1枚
- 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書(検定規則別記様式を使用) 1通
- 当該営業所に所属することを疎明する書面
- 写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真)1枚
- 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- 審査申請書(検定規則別記様式を使用) 1通
- 写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真)1枚
- 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター(受付専用電話093(381)2627)に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地(

審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

※ 理由の如何を問わず、7日をすぎても警察署への審査申請を行わなかった場合は、事前申込みはなかったものとする。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別(級)ともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 検定審査の際には、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装(実技試験を行うため。)を必ず持参すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第128号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条に規定する警備員等の検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

## (1) 交通誘導警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年9月1日（金）	午前9時から、お おむね午後5時ま で	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 交通誘導警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年9月29日（金）	午前9時から、お おむね午後5時ま で	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 受検定員

各検定30人

## 3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 4 検定の方法

検定は、筆記試験及び実技試験により行う。

なお、筆記試験（20問）の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 5 学科試験及び実技試験

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検申請手続及び受付期間

## (1) 申請受付期間

## ア 交通誘導警備業務（1級）

平成18年6月5日（月）から同年8月18日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

## イ 交通誘導警備業務（2級）

平成18年6月5日（月）から同年9月15日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは受け付けを締め切ることとする。

## (2) 必要書類

## ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

① 住所地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）

② 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

## イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

① 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

② 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

## (3) 申請方法

ア 検定の受検を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）

を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料（1級及び2級とも同じ）

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

検定手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合でも返還しない。

7 その他

- (1) 受検の際には、筆記用具及び受検票を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第129号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許取得者教育の認定（平成12年7月3日、福岡県公安委員会告示第188号）の一部を次のように改正する。

平成18年5月19日

福岡県公安委員会

「北九州市門司区大字畑120番地  
門司自動車学校」を「北九州市門司区大字畑120番地  
アイルモータースクール門司」に、

「豊前市大字松江1381番地1  
豊前自動車学校」を「豊前市大字松江1381番地1  
アイルモータースクール豊前」に改

める。